

奈良県告示第四百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	縦覧場所
三郷町勢野北（〇〇一）土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所及び三郷町役場総務課
三郷町立野南（大〇〇五）土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所及び三郷町役場総務課
三郷町立野南（大〇〇七）土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所及び三郷町役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント砂防課及び表の縦覧場所
に備え置いて一般の縦覧に供する。